

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則（平成二十四年福岡県規則第四十二号）

改 正 案	現 行
（将来にわたり再び車両を運転することがない場合の手続） 第十四条 略 2 前項の申出は、条例第二条第四号の二の違反者又は同条第四号の三の準違反者に該当した日において道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条に規定する運転免許（以下「免許」という。）を有していた場合（前項の規定により申告する日において免許が失効している場合を除く。）においては、同法第百四条の三第一項に規定する取消しの内容及び理由を記載した書面の写し又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の七第五項の通知書の写しを前項の書面に添付しなければならぬ。	（将来にわたり再び車両を運転することがない場合の手続） 第十四条 略 2 前項の申出は、条例第二条第四号の二の違反者又は同条第四号の三の準違反者に該当した日において道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条に規定する運転免許（以下「免許」という。）を有していた場合（前項の規定により申告する日において免許が失効している場合を除く。）においては、同法第百四条の三第一項に規定する取消しの内容及び理由を記載した書面の写し又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の九第四項の通知書の写しを前項の書面に添付しなければならぬ。